

★令和3年10月20日からオンライン資格確認が開始されました★

オンライン資格確認とは・・・

保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）を受診等した際の組合員又は被扶養者（以下「組合員等」という。）資格について、組合員等が窓口でマイナンバーカード又は組合員証若しくは組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）を提示することにより、即時に確認が可能となります。

なお、オンライン資格確認の導入により、過誤請求の改善及び事務コストの削減等の効果が見込まれており、また、保険医療機関等では、本人の同意を得て、組合員等の特定健診等情報及び薬剤情報の閲覧が可能となるため、それらの情報を踏まえた適切な診療・投薬が可能となります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには・・・

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、所有者自身がマイナポータル（自身の個人番号に関する記録や、行政機関からのお知らせの確認を行うための政府が運営するオンラインサービス）を通じて、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込手続（初回登録）を行う必要があります。

◇マイナポータルで特定健診情報の閲覧が可能になりました◇

マイナンバーカードの健康保険証利用申込をした方は、令和2年度以降の健診結果をマイナポータルで閲覧できます。マイナポータルを通じて健康状態などを把握し、ご自身の生活習慣の改善や健康づくりにお役立てください。

組合員証等による資格確認

オンライン資格確認等システムが未導入の保険医療機関等では、当該システムによる資格確認が行えないため、引き続き組合員証等を提示することにより資格の確認を行うこととなります。

※令和3年2月以降交付の新規資格取得者及び扶養認定者の組合員証等については、組合員及び被扶養者共通で付番している組合員証記号番号に個人を識別するための2桁番号「枝番」が印字されていますが、枝番の印字の有無に関わらず使用可能です。

各種証類の取扱い

■ 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証 ■

受診等する保険医療機関等の窓口において、本人の同意のうえ、オンライン資格確認等システムにより、自己負担限度額を算定するための適用区分の確認が可能となるため、原則として限度額適用認定証の交付申請及び窓口での提示は不要となります。

ただし、オンライン資格確認等システムが未導入の保険医療機関等を受診等した際に限度額適用認定証の提示を求められた場合については、従前どおり本組合に「限度額適用認定申請書」を提出し、限度額適用認定証の交付を受けることとしてください。

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証（市町村民税が非課税である者）については、従前どおり事前に本組合へ申請が必要となりますので、「限度額・標準負担額減額認定申請書」により限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることとしてください。

■ 特定疾病療養受療証 ■

従前どおり事前に本組合へ申請が必要となりますので、本組合に「特定疾病療養受療証交付申請書」を提出し、特定疾病療養受療証の交付を受けることとしてください。

なお、マイナンバーカードによる受診時等に限り、窓口において事前に交付を受けた特定疾病療養受療証の提示は不要となります。

■ 高齢受給者証 ■

従前どおり年齢到達時等に自動交付します。

なお、オンライン資格確認等システムにより、自己負担割合の確認が行えることとなるため、原則として窓口での提示は不要となります。

オンライン資格確認の留意事項

■ 本組合における資格情報等の登録について ■

新規資格取得者や扶養認定者等について、共済組合員申告書又は共済被扶養者申告書（以下「申告書等」という。）の受理後、本組合のシステムで資格取得等の処理を行い、専用のシステムを介してオンライン資格確認等システムに連携し資格情報等の登録を行います。申告書等の提出が遅れた場合、資格情報等の登録も遅れることとなりますのでご注意ください。

また、年度始め等組合員の資格取得等に係る事務処理が集中する時期については、

通常期と比べオンライン資格確認等システムへの資格情報等の登録に時間を要します。組合員証等の交付は、本組合のシステムに資格情報等を登録後随時行いますが、その後、オンライン資格確認等システムに資格情報等を登録されるまでの間は、保険医療機関等においてマイナンバーカード又は組合員証等でのオンライン資格確認は行えませんが、その際は組合員証等を提示してください。

■保険医療機関等におけるオンライン資格確認の導入時期等について■

保険医療機関等において、オンライン資格確認等システムによる資格確認等を行うためには、利用する保険医療機関等がオンライン資格確認を行うための専用の機器やシステム等を導入している必要があります。なお、導入時期は保険医療機関等ごとに異なるため、導入の有無及び時期については各保険医療機関等にてご確認いただくか、今後、厚生労働省のホームページで公表予定とされている他、民間WEBサイトでも検索できるよう順次対応中とされているため、当該ホームページ等にてご確認ください。

また、整骨院、接骨院、鍼灸院、あんま・マッサージについてはオンライン資格確認の対象外となっています。

※全都道府県でのオンライン資格確認等システム導入完了施設数：20,362施設【8・9%】(令和3年10月20日時点)